

1 はじめに

本制度は、「国の農政改革」の3つの柱のうち、「地域政策」として位置付けられており、多面的機能を持つ農地を農地として維持していく活動を支援するため、創設・組替されました。

これまでの「農地・水保全管理支払交付金」と異なり、農業者のみの活動も支援対象となります。

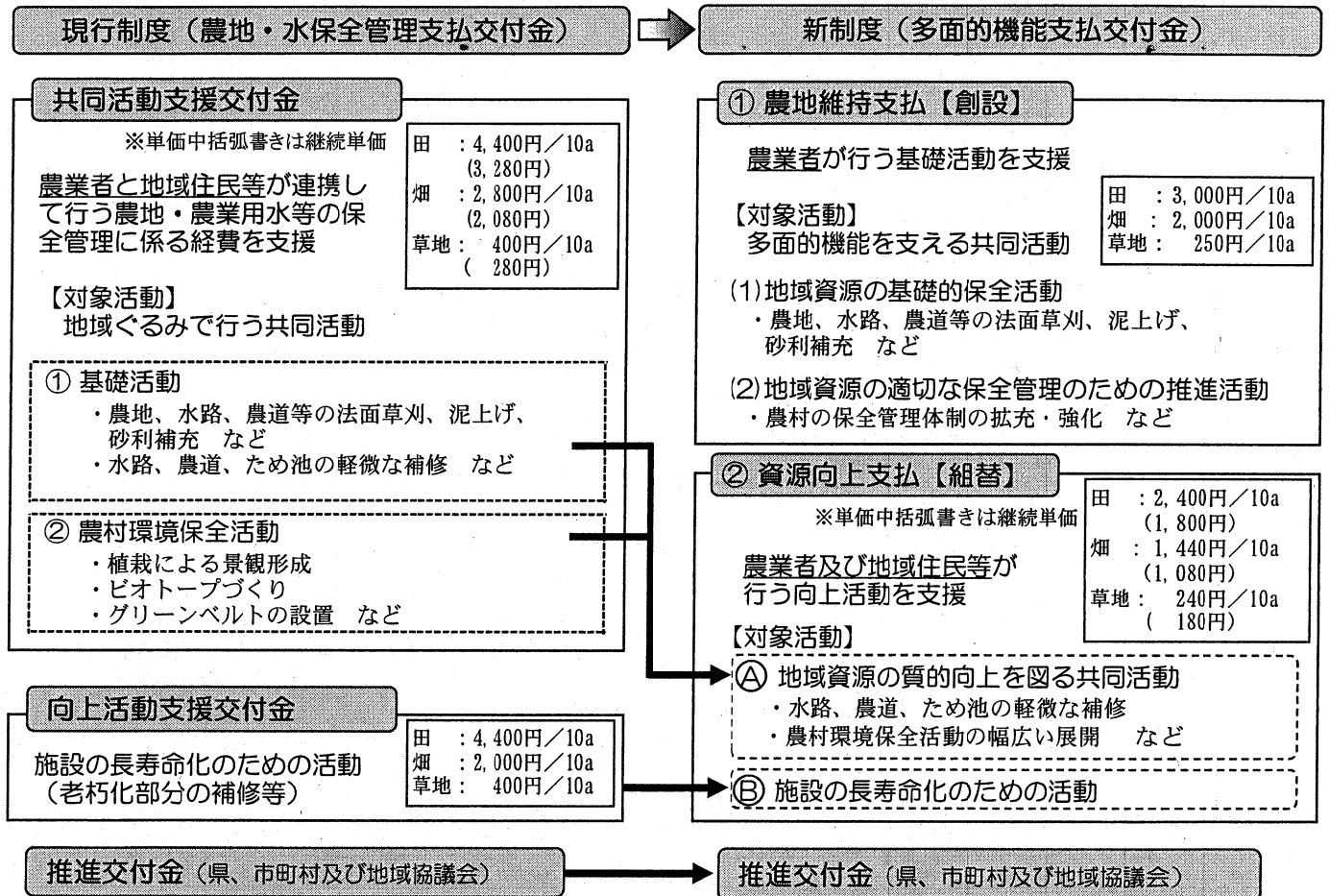
「公共財」としての農地や水路等の良好な保全管理のためにも、県内全ての市町村において、既存組織の活用や新たな組織の立ち上げなど多様な組織による取組みに活用いただけるよう推進をお願いします。

なお、2月上旬に市町村担当者への説明会を予定しています。（2/3 北信、2/4 南信、2/6 中信、2/7 東信）

2 目的

農地の多面的機能の維持・増進を図るため、農業者が共同して取り組む地域活動や、地域資源（農地・水路・農道等）の質的向上に資する活動に対して支援する。

3 制度概要



4 平成26年度予算要求方針：既存組織を最大限活用し、取組みを促進する。

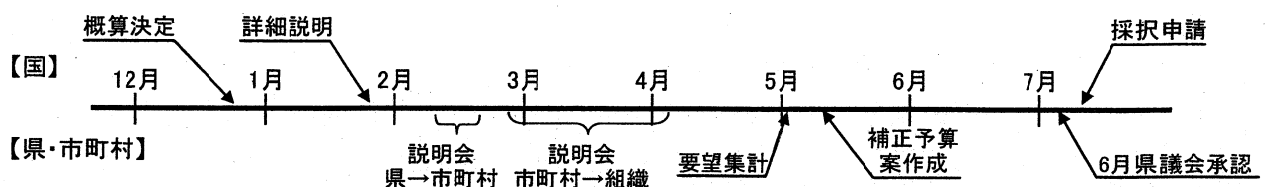
国の詳細説明が1月下旬以降となり、新制度の周知や市町村の判断、集落の合意形成・意思決定の確認が間に合わないため、当初予算では、現行の活動組織が新制度に移行することに伴う予算分（単価のみ新制度に置換）のみを計上。

なお、新たな組織の取組要望に伴う予算については、5月を目途に面積を集計の上、6月補正予算にて対応予定。

(1) 取組みを想定している組織等

- 農地・水保全管理支払組織
- 中山間直接支払組織
- 集落営農組織
- 畑地かんがい実施地区
- 土地改良区
- 農業者等で構成される組織 など

(2) 今後のスケジュール（予定）



多面的機能支払の対象となる共同活動の概要

	農 地	水 路	農 道
① 農地維持支払 【農業者が行う活動】	■ 地域資源の基礎的保全活動 ○ 農地法面の草刈 ○ 遊休農地発生防止のための保全管理 	○ 水路の泥上げ ○ 水路法面の草刈り 	○ 路肩・法面の草刈り ○ 農道の砂利補充 
② 資源向上支払 【農業者及び地域住民等が行う活動】	▲ 地域資源の質的向上を図る共同活動 ○ 農地法面の補修 ○ 鳥獣害防護柵の管理 	○ 水路のひび割れ補修 ○ 水路目地の補修 ○ 植栽による景観形成 	○ 農道の窪みの補修 ○ 側溝の目地詰め ○ 植栽による景観形成 
	▲ 施設の長寿命化のための活動 	○ 水路の老朽化部分の更新 ○ 土水路からコンクリート水路への更新 	○ 未舗装の農道のアスファルト舗装 ○ 既設舗装の更新 

効 果

- 国土保全、景観形成などの多面的機能の維持・発揮
- 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し
- 適切な維持管理の実施による、公共事業費の節減